2026年11月25日

各　位

会　社　名　株式会社ＡＮＡＰホールディングス
代表者名　代表取締役社長　川合　林太郎
（コード：3189・東証スタンダード）
問合せ先　取締役経営管理本部長　根岸　良直
電話番号　03-5772-2717

税制適格ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年10月19日開催の取締役会において会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行すること、ならびに本新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、2026年11月26日開催予定の当社第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件につきましては、本来取締役会決議時点で遅滞なくお知らせすべきところ、開示時期が遅延しましたことを深くお詫び申し上げます。

記

１．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式数は1,800,000株であり、2026年９月30日現在の発行済株式総数118,537,300株に対する割合は約1.52%となります。第10回新株予約権、第11回新株予約権、第12回新株予約権に係る潜在株式と本新株予約権を合算した潜在株式数は58,076,200株となり、発行済株式総数に対する割合は約48.99%となります。

当社グループは2020年８月期以降７期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019年８月期以降８期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当連結会計年度においても、営業損失（△2,191百万円）、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が継続しております。

当社グループとしては早期に、収益基盤の確立に向け一丸となって取り組むべきタイミングであります。人材確保の観点から、モチベーションアップと定着も踏まえて、社外取締役及び監査役を除く役員全員並びに現状の社員全員に割当を予定しております。

当社グループは、事業構造改革及び収益基盤の再構築を進める重要な局面にあり、企業価値の向上及び業績回復の実現には、役員及び従業員一人ひとりが株主の皆様と同じ視点に立ち、中長期的な企業

価値向上に取り組むことが重要であると考えております。本新株予約権は、株価上昇による利益を株主の皆様と共有することで、企業価値向上への意識を一層高めるとともに、優秀な人材の確保及び定着を図ることを目的としております。また、現金支出を伴わないインセンティブ制度として、当社の財務基盤への影響を抑えながら役職員の業績向上に対する意欲を高め、グループ一体となって業績回復及び企業価値向上に取り組む体制の強化に資するものと考えております。

そのため、このような希薄化率を踏まえても、本新株予約権を発行することは、新株予約権対象者の貢献意欲を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益にも貢献することから、株式の希薄化による影響は合理的な範囲にとどまるものと考えております。

２．新株予約権の発行要項

①　新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式 1,800,000 株を上限とする。割当対象者及びその人数は、当社取締役４名 600,000 株、当社従業員 24 名 760,00 株、当社子会社取締役２名 100,000 株、当社子会社従業員 42 名 340,000 株とし、割当てを受ける。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

②　新株予約権の総数

18,000 個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は 8,500 個を上限とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③　新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.1 を

乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整することができる。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より 10 年間以内の範囲で、当社取締役会にて定めるものとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦　新株予約権の行使に関する事項

ア．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

イ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ウ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

エ．本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

⑧　新株予約権の取得の条件

ア．当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

イ．当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨　新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

⑩　組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア．合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

イ．吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ウ．新設分割

新設分割により設立する株式会社

エ．株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ．株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑪　新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑫　新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルによるオプション価格算定モデルを用いて算定する。

⑬　新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上